

2018 年5月

電子決済等代行業に係る規制に関する内閣府令等の改正 及び銀行代理業に関するガイドラインの制定について

弁護士 宮本 甲一 / 弁護士 田浦 一 / 弁護士 波多野 恵亮

平成 30 年 3 月 9 日、金融庁より、電子決済等代行業に係る規制等を含む銀行法施行令などの一部を改正する政令・内閣府令案（以下「本改正案」という。）等が公表され、意見募集手続（パブリックコメント）に係る意見募集が行われた。本改正案の施行期日は平成 30 年 6 月 1 日を予定している。

本ニュースレターでは、本改正案のうち電子決済等代行業者の登録に関する法制度の整備及び銀行代理業に関するガイドラインの制定について概説する。また、最後に、本改正に伴い金融機関に求められる対応についても概説する。

1. 本改正案の公表に至る経緯

平成 28 年 12 月 17 日に、金融審議会金融制度ワーキング・グループが公表した「金融審議会 金融制度ワーキング・グループ 報告 ―オープン・イノベーションに向けた制度整備について―」（以下「金融制度 WG 報告」という。）において、利用者保護を確保しつつ、決済関連分野において、金融機関と顧客との間に立ち、顧客からの委託を受けて、IT を活用した決済指図の伝達や金融機関における口座情報の取得・顧客への提供を業として行う者（電子決済等代行業者）と金融機関とのオープン・イノベーションを進めていくための制度的枠組みに関する考え方が示された¹。

平成 29 年 5 月 26 日に国会で成立し、同年 6 月 2 日に公布された銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）²のうち、電子決済等代行業に係る規制に関する部分は、この金融制度 WG 報告を踏まえたものである。

改正法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされ、同法の施行に向けて、金融庁は平成 30 年 3 月 9 日、本改正案を公表し、平成 30 年 4 月 9 日までの間、パブリックコメントに係る意見募集を行った。

¹ 金融制度 WG 報告については、当事務所のニュースレター（http://www.amt-law.com/pdf/bulletins2_pdf/170131.pdf）を参照されたい。

² <https://www.fsa.go.jp/common/diet/193/index.html>

2. 本改正案の概要

(1) 電子決済等代行業の定義

改正法により改正される銀行法(以下「改正銀行法」という。)2条17号において、「電子決済等代行業」は次に掲げる行為のいずれかを行う営業と定義されている。但し、下記①に掲げる行為のうち、預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う①に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める行為については定義から除かれるものとされていた。

① 第一号業者(決済指図を伝達する者)の事業

銀行に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあたっては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該銀行に対して伝達すること

② 第二号業者(口座管理(アカウントアグリゲーション)サービスを提供する者)の事業

銀行に預金又は定期積立金等の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

これを受けて、本改正案においては、内閣府令において、以下のように定義除外となる類型が定められた。

- 上記①に掲げる行為であって、次に掲げるものは、電子決済等代行業に該当しない(府令案 1 条 3 の 3)(以下、断りのない限り、本ニュースレターにおいて条文番号を表示する場合には、本改正案の条文番号を指す。)。
 - 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為
公共料金の支払い等の指図の伝達が典型的なものと思われる。
 - 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為
企業内の本・支店口座間の送金の指図の伝達等が該当すると思われる。
 - 預金者による国、地方公共団体等³に対する支払を目的として行う行為
ふるさと納税の支払い等の指図の伝達が該当すると思われる。
 - 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介⁴を業とする者が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、上記①にいう銀行との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結するもの
自己が当事者となる取引について発生した債権を回収するために行う決済指図の伝達、EC モールの運営者が、当該サイト上で行われた売買に付随して行う決済指図の伝達等がそれぞれ該当すると思われる。

また、上記①に規定する、指図の内容のみの伝達にかかる方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とされた(府令案 1 条 3 の 4)。

³ その他、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人が対象となっている。

⁴ 当該履行に係る為替取引を行うことの指図の伝達により行う媒介を除くとされている。

なお、電子決済等代行業者の範囲を、API を用いて銀行に接続する者に限定する旨の規定はないことから、従前から API 以外のインターフェイスを用いて銀行に接続していた者についても電子決済等代行業者に含まれることに留意が必要である。

(2) 電子決済等代行業者の登録要件としての財産的基礎

電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない(改正銀行法 52 条の 61 の 2)とされ、その登録拒否事由の一つとして、電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者(改正銀行法 52 条の 61 の 5 第 1 項 1 号イ)が挙げられている。

これを受けて、本改正案においては、内閣府令において、以下のように定められた。

- 上記内閣府令で定める基準は、純資産額が負の値でないこととする(府令案 34 条の 64 の 7)。

(3) 電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等

今回の改正に際して、「主要行等向けの総合的な監督指針」「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正はなされていない。もっとも、これらに代わるものとして、「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」が策定された。概要は以下のとおりである。

① 登録申請等に係る事務処理にあたっての留意事項

● 登録申請書の記載事項

- 「商号、名称又は氏名」(改正銀行法 52 条の 61 の 3 第 1 項第 1 号):個人が申請者の場合、商号登記があれば商号を、屋号を使用しているときには屋号を記載する。
- 「電子決済等代行業を営む営業所又は事業書の名称及び所在地」(改正銀行法 52 条の 61 の 3 第 1 項第 3 号):「営業所又は事業所」とは、電子決済等代行業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設を指す⁵。
- 他に業務を営むときは、その業務の種類(府令案 34 条の 64 の 2 第 1 項 4 号):現に営む事業が属する日本標準産業分類⁶に掲げる中分類⁷に沿って記載されているかを確認する。

● 添付書類

- 「定款」の目的に電子決済等代行業に係る業務が定められているか、「電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(業務方法書)には添付書類として適宜体制図及び組織図の提出が求められること、「役員の履歴書」の現住所が住民票の記載と一致しているか等々、登録申請に際しての添付書類の確認に際して、留意すべき事項の詳細が記載されている。

② 登録審査にあたっての留意事項

電子決済等代行業者は、顧客の口座に係る情報の取得等を行うため、情報漏えいや認証情報を悪用した不正送金等により利用者が不利益を被る恐れがある。これを理由に、「電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備」が行われているかに関しては(改正銀行法 52 条の 61 の 5 第 1 項 1 号ロ)、利用者保護のためシステムリスク管理の審査に重点を置き、例えば以下の項目について審査を行うとしている。

5 電子決済等代行業に関する営業以外の用に供する施設は除かれる。

6 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

7 大分類 J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類。

- 当該電子決済等代行業者におけるシステムリスクに対する認識等
- システムリスク管理体制
- システムリスク評価
- 情報セキュリティ管理⁸
- サイバーセキュリティ管理⁹
- システム企画・開発・運用管理
- システム監査
- 外部委託管理
- コンティンジェンシープラン
- 障害発生時等の対応

審査は、当該電子決済等代行業者の規模、電子決済等代行業の内容（第一号業者として業務を行うか、第二号業者として業務を行うか等）、取り扱う情報の重要度、電子決済等代行業におけるコンピュータシステムの仕組みや占める役割などの特性を踏まえて行くとされている。

（４）「電子決済等代行業再委託者」概念について

本改正法においては、以下の通り、「電子決済等代行業再委託者」の概念が設けられた。

①預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法２条１７項１号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

②法２条１７項２号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

利用者の委託を前提として、①は第一号業者、②は第二号業者に接続する業者をそれぞれ意味している。また、「二以上の段階にわたる委託を含む」とされていることから、基本的に、利用者と電子決済等代行業者の間で①・②の行為を行う者（例えば、電子決済等代行業者と契約している EC モール等）が全て含まれることになる。これらの業者は、電子決済等代行業者には該当せず、直接規制の対象となるものではない。その一方で、電子決済等代行業再委託者の一部は、電子決済等代行業者の監督上必要がある場合には報告徴求及び立ち入り検査の対象となる可能性がある（改正銀行法 52 条の 61 の 14 第 2 項、52 条の 61 の 15 第 2 項）。また、金融機関と電子決済等代行業者との間の契約の内容には、下記（５）のとおり、電子決済等代行業再委託者の業務における利用者情報の適正な取扱及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置や、当該措置が行われない際に銀行が（電子決済等代行業者に対して）行うことができる措置等の定めを置かなければならない点には、留意が必要と思われる。

⁸ 例えば、情報を適切に管理するために方針・社内規程の策定、重要情報へのアクセスの相互牽制等の内部管理体制の整備や、他者による不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理体制の PDCA サイクルによる継続的な改善を図ること等。

⁹ 例えば、以下のような認証方式や不正検地作を採ることにより、セキュリティの確保を講じること等。

- ・可変式パスワードや電子証明書等の、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
- ・不正ログイン・以上な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等

(5) 金融機関と電子決済等代行業者の契約及び金融機関における接続基準の策定

改正銀行法 52 条の 61 の 11 においては、銀行が、自己と接続する電子決済等代行業者に求める事項についての基準(以下「接続基準」という。)を策定・公表しなければならないものとされていた。この接続基準に記載すべき事項は、「電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項」と規定されていた(同条 2 項)ところ、本改正案においては、内閣府令で定める事項として、以下の事項が規定された。

- 改正銀行法 52 条の 61 の 10 第 1 項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

ここでは、コンプライアンス体制としてどのようなものを要求するかの定めが求められる。逆に言えば、法律に定められたセキュリティ体制と上記のコンプライアンス体制以外にどのような事項を電子決済等代行業者に要求するかについては、各金融機関の判断に委ねられていることになる。

また、電子決済等代行業者は、電子決済等代行業をある銀行との間で行う場合、当該銀行との間で契約を締結しなければならない(改正銀行法 52 条の 61 の 10)、その契約には、次に掲げる事項を定めなければならないものとされていた(同条 2 項)。

- 電子決済等代行業の業務から利用者に損害が生じた場合の銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項(1号)
- 電子決済等代行業者が講ずる利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該措置を行わない場合に銀行が電子決済等代行業者に対して行うことができる措置に関する事項(2号)
- その他業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項(3号)

本改正案においては、内閣府令で定める事項として、以下の事項が規定された(府令案 34 条の 64 の 16)。

- 電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項

先に述べた通り、「電子決済等代行業再委託者」には利用者と電子決済等代行業者の間で決済指図の伝達や口座情報の取得の委託を行う者が須らく含まれる。このため、金融機関としてこういった者をどのように把握、監督していくかについては整理すべき論点になり得るものと思われる。

(6) 銀行代理業該当性の明確化

本改正案と併せて、「銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)【案】」(以下「銀行法等ガイドライン案」という。)が策定された。これは、電子決済等代行業制度の創設等を踏まえ、電子決済等代行業と銀行代理業との関係等を明確化するために策定されるものである。すなわち、電子決済等代行業者のうち、第一号業者として業務を行う者が、銀行等から金銭を受領して当該業務を行った場合に、「銀行のために」行う為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(改正銀行法 2 条 14 項 3 号)に該当する等として、銀行代理業に該当する懸念があり。これが電子決済等代行業者のビジネスの障壁となっているとの指摘があった。銀行法等ガイドライン案では、銀行代理業はあくまで「銀行のために」行われる営業であって、顧客又は利用者のためだけに行う営業は含まれないとしたうえで、以下に掲げる場合には、「銀行のため」に行われるものとは言えず、銀行代理業に該当しないこととされた(銀行法等ガイドライン案 2-1)。

- 銀行からの直接又は間接的な委託に基づき、預金若しくは定期預金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に関与するものではない場合

- 契約の条件の確定又は締結に関与する対価として、銀行から直接又は間接的に報酬、手数料その他名目のいかににかかわらず経済的対価(手数料収入その他の対価)を受領するものではない場合

預金若しくは定期積金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る「契約の条件の確定又は締結に関与する対価」であるか否かは実質に着目して判断し、例えば、顧客等からの委託を受けて、顧客等に対してサービスを提供する者(サービス提供者)である電子決済等代行業者等が、銀行から経済的対価を受け取っていても、その実質が次に掲げるものと認められる場合、「契約の条件の確定又は締結に関与する対価」とは異なるとされた(銀行法等ガイドライン案 2-2)。

- 銀行に対してサービス提供者のシステムを提供し、顧客等が当該サービス提供者のシステムを利用して銀行口座にアクセスできる状態を作成・維持した対価としてのシステム利用料であると認められる場合
- サービス提供者のウェブサイト上に銀行のサービスを広告したことの対価としての広告料であると認められる場合
- サービス提供者が顧客等の承諾を得て、当該サービス提供者によって取得または生成された当該顧客等に関する情報を銀行に提供する対価(情報提供料等)であると認められる場合
- サービス提供者に対する顧客等からの手数料を、利用者利便の観点から、顧客等に説明した上で銀行がまとめて徴収し、サービス提供者に交付していると認められる場合

さらに、経済的対価が成約高¹⁰に連動する場合には、当該経済的対価が銀行代理行為に係る契約の条件の確定又は締結に関与する対価であることを推認させる事情であることが示された。もっとも、当該記載の主眼は、経済的対価が成約高に連動しない場合には、当該行為が「銀行のために」行われた行為ではないとの判断に傾く場合が多いことを示すことにあると思われる。経済的対価が成約高に連動する場合について、これまでの実務運用以上に、広く銀行代理業の規制を適用することが企図されていると受け取ることは本ガイドラインの意図を正しく理解したものではないであろう。すなわち、本ガイドラインはあくまで「銀行のために」要件についての解釈を述べたものである。経済的対価が成約高に連動する場合であっても、銀行代理業の要件の一つである「代理・媒介」を行っていないと認められるような場合には、当該営業が銀行代理業に該当するものではないと考えられる。

上記経済的対価に関する記載は、銀行代理業該当性を判断するためのメルクマールとして重要な基準である。

3. 電子決済等代行業に係る銀行法関連以外の内閣府令の改正

本改正案が成立した場合、銀行法施行令、銀行法施行規則に準じて、農業共同組合法、水産業共同組合法、共同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法等に関する内閣府令についても電子決済等代行業に関する一部改正が行われる。

4. 施行

本改正案の施行は、平成 30 年 6 月 1 日を予定している。

¹⁰ 預金残高・口座数、与信残高・件数、為替取引額・件数等に連動する場合である。

5. 経過措置

(1) 電子決済等代行業者に関する経過措置

改正法施行の際現に電子決済等代行業を営んでいる者は、施行日から起算して 6 ヶ月間は、電子決済等代行業の登録を受けずに当該電子決済等代行業を営むことができる(改正法附則 2 条 1 項)。

また、上記 2(1)②の電子決済等代行業者については、施行日から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日まで銀行との契約締結義務を猶予する(改正法附則 2 条 4 項)。

なお、電子決済等代行業者の登録を受けようとする者は、改正法の施行日前であっても、当該登録の申請を行うことができる(本改正案附則 3 条)。

(2) 銀行に関する経過措置

電子決済等代行業者との間で契約を締結しようとする銀行は、施行日から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者が、その営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない(オープン API の体制整備に関する努力義務)(改正法附則 11 条)。

6. 金融機関に求められる対応

以上を踏まえ、今後、法の施行に向けて、金融機関に求められる対応は主に以下の 4 点であると考えられる。

①自己に接続している業者のうち、電子決済等代行業者に該当する者の特定

API 接続をしている者に限らず、従前から存在する専用線等のインターフェイスにより接続している者も電子決済等代行業者に該当することに留意が必要と思われる。

②電子決済等代行業者との接続基準の策定

第 1 号業者にに向けた基準(上記 2.(5)参照)については、原則として法施行日(2018 年 6 月 1 日)までに策定が必要となることに留意が必要である。この際、上記①のとおり、オープン API に対応しない旨決定している金融機関についても対応が必要となることに留意が必要と思われる。

③電子決済等代行業者との間の契約の見直し

上記 2.(5)記載の事項が、契約中に含まれているかについて、当該電子決済等代行業者が登録を取得する前に確認の上、必要に応じて変更契約等を行う必要がある。

④オープン API の体制整備

電子決済等代行業者との接続を行おうとする金融機関は、法施行から 2 年を目途としてオープン API の体制を整備する努力義務が課せられている。当該努力義務の範囲は、参照系 API のみならず、更新系 API にも及んでいることに留意が必要と思われる。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮本 甲一(koichi.miyamoto@amt-law.com)
弁護士 田浦 一(hajime.aura@amt-law.com)
弁護士 波多野 恵亮(keisuke.hatano@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。